



平成26年 5月30日

各 位

会社名 日本テレホン株式会社  
代表者名 代表取締役社長 執行役員  
高山 守男  
(東証 JASDAQスタンダード: 9425)  
問合せ先 取締役執行役員 管理本部長  
茶谷 喜晴  
電話番号 06-6881-6611

## 「内部統制システム構築の基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、内部統制システムの適切な構築と整備・運用が重要な経営課題であるとの認識から、内部統制システムの構築と整備に向けた「内部統制委員会」を設置し、平成18年5月19日に開催された取締役会において、内部統制システム構築に関する以下の基本方針を制定しておりますが、平成26年5月30日開催の取締役会において、その一部を改定することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、改定の趣旨につきましては、平成26年6月1日付けを以て行なう組織変更を反映するものであり、変更箇所には**太字で下線**を付しております。

記

### 1. 職務執行の基本方針

当社は、次に掲げる方針に基づき、すべての取締役、監査役及び使用人（使用人＝社員、嘱託社員、契約社員、その他の業務に従事するすべての者）が、**「法令と社会倫理の遵守」**を企業活動を行う基本とする事を徹底する。

#### 基本方針

##### 【経営ビジョン】

- ・私たちは、お客様に快適に幅広くサービスを提供できる「情報通信商社」として社会に貢献する。

##### 【経営理念】

- ・「柔軟で透明度の高い公正な経営」の実践
- ・「ベストプライスとベストサービス」の実行

## 【社員行動指針】

- ・日本テレホン株式会社は、経営ビジョンのもと、経営理念に従い、従業員の生活向上を目指して行動する。
- ・日本テレホン株式会社は、情報通信関連分野において人々に喜ばれる商品・サービスを提供し、法と規則を守り、社会に貢献することを目的とする。

当社は、これら「経営ビジョン」、「経営理念」、「社員行動指針」のもと、適正な業務執行のための体制を整備・運用することが重要な経営の責務であると認識し、係る内部統制システム体制について、社会情勢、経済情勢、その他の環境変化に応じ不断の見直しを行いその改善と充実を図る。

## 2. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、企業が存立を維持継続するためには、コンプライアンスの徹底が必要不可欠であると認識しており、「経営ビジョン」、「経営理念」、「社員行動指針」に掲げた経営の基本方針を遵守すると共に、法令と社会倫理の遵守を図るべく「コンプライアンス・マニュアル」を整備し、すべての取締役および使用人が公正で高い倫理観に基づいた企業活動を行うことを徹底するために以下の体制を整備する。

- (1) 代表取締役は、コンプライアンス全体に関する総括責任者として、取締役会においてコンプライアンス担当役員を任命し、所管の各部門を中心にコンプライアンス体制の整備、維持にあたる。
- (2) コンプライアンス担当役員は、企業の行動規範の基本原則である「コンプライアンス・マニュアル」を通じて、法令と社会倫理の遵守について使用人に対し徹底を図る。
- (3) 監査室は、コンプライアンス体制の調査、法令並びに定款上の問題の有無を調査し取締役会に報告する。
- (4) 取締役会は、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。
- (5) 「法令」、「定款」、「社内規程」、「コンプライアンス・マニュアル」等の遵守について、違反行為等を認知した場合、取締役および使用人等の通報する内部通報窓口を設置する。

## 3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役が職務権限規程に基づき決裁した文書等、取締役の職務の執行に係る情報を正確に記録・保存するために以下の体制を整備する。

- (1) 代表取締役は、取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理についての総括責任者として、取締役会においてコンプライアンス担当役員を任命する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理は、「取締役会規程」、および「文書管理規程」に定め、これに従い当該情報についての所管の部門が文書又は電磁的媒体に情報を記録し整理・保存を行う。
- (3) 取締役の職務の執行に係る情報については、必要に応じて取締役、監査役、会計監査人が閲覧、複写可能な状態にて整理・保存を行う。

- (4) 監査室は、取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理について、関連諸規程に準拠して実施されているかについて監査し、必要に応じて取締役会に報告する。

#### 4. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

当社は、様々な損失の危機に対して、危険の大小や発生可能性に応じ、事前に適切な対応策を準備する等により、損失の危険を最小限にするために以下の体制を整備する。

- (1) 代表取締役は、日常における損失の危険等リスク全般の管理についての総括責任者として、取締役会においてリスク管理担当役員を任命し、各部門の担当役員と共に、カテゴリーごとのリスクを体系的に管理するため、既存の「経理規程」、「与信管理規程」等を充実整備する。
- (2) 当社の経営に重大な影響を与えるリスクが発生又は発生が予測される場合は、代表取締役を対策本部長とし、リスク管理担当役員を副本部長とする「リスク対策本部」を設置すると共に、顧問弁護士等を含む外部アドバイザーチームの組成を行い、損害の拡大を防止し損害を最小限に止める体制を整備する。
- (3) 監査室は、各部門におけるカテゴリーごとのリスク管理状況を監査し、その結果を取締役会又は経営会議に報告する体制を整備する。

#### 5. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、社会情勢、経済情勢、その他の環境変化に対応した社会全体の将来ビジョンに対応するため、中期経営計画および単年度の経営計画を策定し、経営計画を達成するために取締役の職務権限と担当業務を明確にし、職務の執行を効率的に行うために以下の体制を整備する。

- (1) 中期経営計画および単年度の経営計画に基づいた各部門の目標に対し、取締役の職務の執行が効率的に行われるよう経営上において発生する重要課題等に対処するため、取締役会を毎月1回以上開催する他、常勤の役員は必要に応じて重要な意思決定に関して、迅速に情報の交換を行なう体制を構築することにより、取締役会が効率的な職務執行状況を相互に監督する体制を整備する。
- (2) 各部門の担当役員は、経営計画に基づき担当部門として実行すべき具体的な施策および効率的な業務遂行体制を決定し、その遂行状況を取締役会において定期的に報告させる体制を整備する。
- (3) 取締役会は、法令の遵守と社会倫理の遵守等、基本理念のもと経営目標の達成に向けて職務を遂行し、取締役会がその実績について管理を行う体制を整備する。

#### 6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、当社の規模から当面監査役の職務を補助する使用人は置かない。監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、その要請に対応すべく以下の体制を整備する。

- (1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、取締役会は監査役と協議のうえ必要に応じ、監査室要員を監査役を補助すべき使用人として指名することが出来るものとする。
- (2) 監査役がその職務の遂行のために指定する使用人の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については、監査役会の同意を得たうえで決定するものとし、取締役からの独立性を確保する体制を整備する。

## 7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社は、取締役および使用人が業務又は業績に著しい影響のある事実、並びに不正行為や違法行為等のコンプライアンスに反する事項を認識した場合の他、取締役会に付議すべき重要な事項と決定事項、経営会議その他重要な会議での決定事項、重要な会計方針・会計基準の変更、内部監査の実施状況、月次決算報告、その他必要な重要事項について、監査役に報告する体制を整備する。

## 8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役の監査が実効的に行われることを確保するために以下の体制を整備する。

- (1) 監査役は、代表取締役社長と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について意見交換を行う。
- (2) 監査役は、監査室と緊密な連携を保つと共に、必要に応じて監査室に調査を求める。
- (3) 監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見および情報の交換を行うと共に、必要に応じて会計監査人に報告を求める。
- (4) 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会および経営会議等の重要な会議に出席すると共に、稟議書等の業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求める。

## 9. 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、反社会的勢力による経営活動への関与を一切拒絶し、健全な会社経営を行うために以下の事項を遵守する体制を維持整備する。

- (1) 市民社会の秩序や安全に脅威を与え、経済活動に障害となる反社会的勢力・団体等に対し、関係を一切持たない。
- (2) 反社会的勢力から不当な要求を受けた場合、金銭等による安易な妥協や解決をしない。
- (3) 反社会的勢力とは、合法・非合法に係わらず、また名目の如何を問わず一切取引を行わない。
- (4) 企業活動において、反社会的勢力を利用しない。

以上

平成 18 年 5 月 19 日 制定  
平成 21 年 1 月 23 日 改定  
平成 25 年 5 月 30 日 改定